

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日が休日である場合)  
(当たる翌日)

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二三、八〇八の二五  
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、八〇八の二〇
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二三、八〇八の二五  
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養及び土砂の崩壊の防備

解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 告 示

- ◆ 告 示 保安林の指定の解除予定 (二件)
  - 開発行為に関する工事の完了 (三件)
    - 都市計画事業の認可
    - 電気工事士試験の実施

## 鳥取県告示第三百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十八年四月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

昭和五十八年四月十二日

鳥取県知事職務代理者

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す  
る。

## 鳥取県告示第三百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す  
る。

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十二日

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡溝口町福島字袴谷東平三〇一の八
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の崩壊の防備

解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第三百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年四月十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和五十七年八月二十五日 鳥取県指令受都計第二百十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市上味野字三本木
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市上味野六四一三  
福良順一

岩井 進

米子市河崎八八六

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市河崎八八六
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市河崎八八六
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市河崎八八六

## 鳥取県公報

第5448号

昭和58年4月12日 火曜日

- 一 開発許可の年月日及び種類  
昭和五十六年十一月二十五日 鳥取県指令受都計第一一百九十四号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市浜坂字塙井手
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市浜坂四一六一九  
米原義人

## 鳥取県告示第5448号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、  
都市計画事業を認可したので、同法第六十一条第一項の規定による、  
次のとおり告示する。

昭和五十八年四月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 勤 夫

昭和58年4月12日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 勤 夫

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和58年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

## 公 告

- 1 収用の部分 米子市明治町及び末広町地内  
2 使用の部分 なし

- 1 筆記試験
- (1) 試験の日時及び場所  
ア 日時 昭和58年6月19日（日）午前10時30分から午後0時30分まで  
イ 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市
- (2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体

- 一 施行者の名称  
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画公園事業第一・二・三・四・五・六号 明治町公園
- 三 事業施行期間  
昭和五十八年四月十一日から昭和五十九年三月三十日まで
- 四 事業地

				一般用電気工作物の保安に関する法令
		3 交流電気の基礎概念		1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）
		4 電気回路の計算		2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）
配電理論及び配線設計	1 配電方式			3 電気用品取締法（昭和36年法律第284号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）
	2 引込線			
	3 屋外配線			
	4 屋内配線			
	5 屋内配線			
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能			
	2 電気工事用の材料の材質及び用途			
	3 電気工事用の工具の用途			
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法		2 技能試験	技能試験は、筆記試験に合格した者及び電気工事士法施行令第9条の規定により筆記試験を免除された者に対して実施する。
	2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法			
	3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け方法			
	4 接地工事の方法			
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法			(1) 試験の日時及び場所 ア 日時 昭和58年8月7日（日）午前8時30分から午後5時まで イ 場所 鳥取市
	2 導通試験の方法			
	3 絶縁抵抗試験の方法			
	4 接地抵抗試験の方法			
	5 試験用器具の性能及び使用方法			
配線図	配線図の表示事項及び表示方法			(2) 試験科目 ア 電線の接続 イ 配線工事 ウ 電気機器及び配線器具の設置 エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け カ 接地工事

## 鳥取県公報

- キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定  
 ク 一般用電気工作物の検査  
 ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理
- 3 受験手続 次の書類を、鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。  
 なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は、前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。
- (1) 受験願書 鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。
  - (2) 写真 受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。
- 4 受験願書の受付期間 昭和58年5月6日（金）から同月20日（金）まで
- 5 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 4,900円
  - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。この場合、消印しないこと。
- 6 受験票 筆記試験の受験票は、受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課保安係へ問い合わせること。